

答 申 第 34 号

平成 21 年 8 月 21 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会 長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 21 年 3 月 4 日付け H20 教学教第 1072 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 48 号

『「新しい昇給のしくみについて」（平成 20 年 11 月 仙台市教育委員会）に係る評価について

- ・客観性はどのように確保されたのか
- ・評価における安定性とは何か、その安定性はどのように確保されたのか
- ・公平性はどのように確保されたのか
- ・多様な視点による評価とはどのようなものだったのか
- ・統一的な評価項目による評価とはどのようなものだったのか

以上のことが分かる文書』の公文書開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第48号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は妥当であるが、さらに、下記①及び②の文書を対象公文書として特定し、下記①の文書については改めて開示、非開示等の決定を行い、下記②の文書については不存在を理由とする非開示決定を行うべきである。

- ① 「勤務状況報告書（昇給内申調書）の提出について」（平成20年11月21日付け起案文書）
- ② 教諭，養護教諭及び栄養教諭に係る勤務状況の評定項目に関する文書

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）第5条に基づき、別記記載の4文書の開示を請求したのに対し、実施機関が平成21年2月13日付けで開示決定したことについて、実施機関は、別記(4)の文書について何らの決定も行っていないとして、当該開示決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

- (1) 公文書の開示を受けた際に、担当官から別記(4)の文書については作成していないので存在しないとの説明を受けた。請求した文書が存在しないのなら、別記(4)の文書については、公文書非開示決定でなければならないはずである。
- (2) 実施機関は、申立人の開示請求は、特段、教諭等に関するものに限ったものではないと主張するが、公文書開示請求書に添付した別紙を読めば、教諭に関するものを請求していることは分かったはずである。また、開示請求が教諭等に関するものに限ったものでなかったとしても、教諭等に関する勤務状況の評定項目に係る文書は作成していないという理由で開示されなかったのであるから、全部開示決定というのはいずれもない。
- (3) 仮に実施機関の上記(2)記載の主張を認めたとしても、開示された文書からは、「客観性はどのように確保されたのか」「評価における安定性とは何か、その安定性はどのように確保されたのか」「公平性はどのように確保されたのか」「多様な視点による評価とはどのようなものだったのか」「統一的な評価項目による評価とはどのようなものだったのか」についてよく分からない。また、公文書開示請求書に添付した別紙には、評価者が用いた評価項目や評価基準などが書かれている文書を含む旨、明記したが、評価項目及び評価基準を記載した文書は開示されなかったのであるから、全部開示決定というのはいずれもない。

4 実施機関の説明

全部開示決定をしたことについて、実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張してい

る主な理由は、次のとおりである。

- (1) 県費負担教職員の昇給のための評価の客観性、安定性、公平性については、多様な視点による評価及び統一的な評価項目による評価を行うことで確保されると考えていることから、別記(4)の文書については、多様な視点による評価の仕組み及び評価項目の分かるものと考え、仙台市立学校における県費負担教職員の昇給実施要綱（以下「昇給実施要綱」という。）の制定及び昇給実施要綱に基づく勤務状況の評定項目を定めた決裁文書がこれにあたりと判断した。
- (2) 教諭、養護教諭及び栄養教諭の勤務状況の評定項目に係る文書については、開示決定の時点では作成していなかったが、申立人の開示請求は、特別、教諭等に限ったものではなかったことから、開示決定の時点で存在した当該開示請求の対象公文書すべてを特定し、全部開示としたものである。したがって、申立人が主張するように、別記(4)の文書を除外し、開示決定を行ったものではない。

5 審査会の判断

(1) 経緯

本件開示請求の対象となる公文書は、仙台市立学校職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条の規定により宮城県が給与を支払う職員（以下「県費負担教職員」という。）の昇給に係る勤務成績の評定（実施機関作成の文書では「勤務成績の評価」と「勤務成績の評定」の 2 種類の表記が混在しているが、示すところに差異はないため、以下「勤務成績の評定」に統一して表記する。）に関する文書である。

宮城県では、平成 18 年 4 月に国において給与構造改革が実施され、年功的な給与上昇を抑えつつ、給与が職務、職責や勤務実績に応じた適切なものとなるよう新たな昇給制度が導入されたことを受け、宮城県条例を改正し、平成 19 年 4 月から国と同様の制度改正を行った。

県費負担教職員には、仙台市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員が含まれるが、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 42 条の規定により県の条例で定めるものとされている。したがって、仙台市立の小学校、中学校等に勤務する校長、教頭、教諭等についても、宮城県の条例の適用により新たな昇給制度が導入されることとなった。

新たな昇給制度においては、昇給日前 1 年間の勤務成績の評定に基づいて A～E の 5 段階の昇給区分を決定し、昇給号俸数は、当該昇給区分ごとに定められる。実施機関は、仙台市立学校の県費負担教職員に係る勤務成績の評定を行い、昇給区分を決定するため、平成 20 年 11 月 26 日付けで昇給実施要綱を制定し、平成 20 年度は、校長、教頭、学校栄養職員及び事務職員のみを対象に新制度における勤務成績の評定を実施した。

申立人は、平成 21 年 1 月 30 日付けで別記(1)～(4)の文書について開示請求を行ったところ、実施機関は、市立学校の全校長を集めた席（合同校長会）での配布資料である「新しい昇給制度について」に係る平成 20 年 11 月 19 日付け起案文書、昇給実施要綱及び勤務状況の評定項目を定めた平成 20 年 11 月 21 日付け起案文書並びに昇給区分決定に係る苦情申立てに関する要綱及び要領を定

めた平成 20 年 12 月 15 日付け起案文書を対象公文書として特定し、その全部を開示した。

なお、前述のとおり平成 20 年度においては、校長、教頭等の一部の学校職員についてのみ新制度による勤務成績の評定を行っており、本件開示請求時点においては、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の評定項目は定められておらず、本件開示決定には、教諭等の評定項目に係る文書は含まれていなかった。

(2) 教諭等の評定項目に係る文書の不存在について

教諭等の評定項目に係る文書の不存在について、申立人は、教諭等の評定項目に係る文書が作成されていないのであれば、不存在を理由とする非開示決定をすべきであると主張し、実施機関は、申立人の開示請求は特段、教諭等に関するものに限ったものではなかったことから、開示請求時点で作成済みであった校長等の評定項目に係る文書のみを特定して開示したと主張する。

当審査会において、実施機関の担当課である教職員課に保管されている新たな昇給制度に関する文書ファイルに綴られた文書の内容等について見分調査を行ったところ、教諭等の評定項目に係る文書は、平成 21 年 2 月 19 日付けで各学校長あて通知がなされており、本件開示請求時点では存在していなかったことが確認された。

ところで、一般的に開示請求者において行政がどのような文書を作成・收受しているかを承知している場合は稀であることから、本件における別記(4)のように、公文書に記載されていると考えられる情報を特定して開示請求がなされることは珍しくない。このような場合、開示請求者の想定どおりに公文書が作成・收受されていないという状況がしばしば生じるところであり、そのこと自体はやむを得ないものである。開示請求において公文書名が特定されず、開示を求める情報のみが特定される本件のような場合において、条例は、開示決定した文書以外には文書がないことについて、非開示決定をすることまでを求めているとは解されない。

しかしながら、本件開示請求において申立人は、教諭等を含め学校職員全体に係る文書の開示を請求していることは明白である。学校職員の多くを占めるのは教諭等であり、評定項目に係る文書は、勤務成績の評定に係る文書の中核とも言える文書であることから、教諭等の評定項目に係る文書は、申立人の請求趣旨にかなう文書として大きな位置を占めるものである。また、教諭等の評定項目に係る文書は、以後、必ず作成される文書であり、事実、本件開示決定日の 6 日後には各学校長に通知がなされたものである。本件におけるこれらの事情を勘案すれば、教諭等の評定項目に係る文書について開示請求に係る決定がなされなかったことは、適当ではないと考えられる。したがって、本件開示請求の対象文書として教諭等の評定項目に係る文書を特定し、不存在の理由を付して非開示決定を行うべきである。

(3) 他に特定すべき文書の有無について

(2)で述べたとおり、当審査会は、新たな昇給制度に係る文書ファイルに綴られた文書の内容等について見分調査を行ったが、その際、「勤務状況報告書（昇給内申調書）の提出について」と題する平成 20 年 11 月 21 日付けの起案文書を確認した。当該起案文書は、教頭、事務職員及び栄養職員の仕事成績の評定に係る文書であり、評定項目ごとに 5 段階評価をすべきこと、評定結果に基づく区分の決定方法等が記載されている。

したがって、当該起案文書は、別記(4)の文書に係る公文書と認められるから、開示請求にかなう文書として特定し、改めて開示・非開示の決定をすべきである。

なお、申立人は、開示された文書からは、客観性、安定性及び公平性がどのように確保されたか等、申立人が知りたい点として公文書開示請求書添付の別紙に記載した内容が分からないと述べ、開示されなかった文書があると主張するが、本件開示決定において開示された文書及び上記起案文書以外に新たな昇給制度に係る勤務成績の評定に関する文書は確認できなかった。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他新たな昇給制度に係る勤務成績の評定に関連し、様々な意見を述べているが、これらの意見についての判断は、当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により、上記(2)及び(3)で述べた本件異議申立てに対する当審査会の判断が左右されるものではない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別記

- (1) 「新しい昇給のしくみについて」(平成 20 年 11 月 仙台市教育委員会)の起案書及びそれが決裁されたことを示す文書
- (2) 「昇給区分決定に係る苦情申立審査委員会設置及び運営に関する要綱」の起案書及びそれが決裁されたことを示す文書
- (3) 「昇給区分決定に係る苦情申立手続きの事務処理要領」の起案書及び決裁されたことを示す文書
- (4) 「新しい昇給のしくみについて」(平成 20 年 11 月 仙台市教育委員会)には、評価にあたっては、客観性・安定性・公平性が確保されるよう、
 - ① 多様な視点による評価(複数の評価者による評価・調整者による一次評価者と二次評価者の評価の調整)、
 - ② 統一的な評価項目による評価(役職等に求められる職務行動に応じた評価項目の設定)を行います。

とあり、更に評価者等を示す表や手順を示す図が記載されていたが、

- ・客観性はどのように確保されたのか
- ・評価における安定性とは何か、その安定性はどのように確保されたのか
- ・公平性はどのように確保されたのか
- ・多様な視点による評価とはどのようなものだったのか
- ・統一的な評価項目による評価とはどのようなものだったのか

以上のことが分かる文書。第一次評価者である教頭が用いた評価項目や評価基準などが書かれている文書、第二次評価者である校長が用いた評価項目や評価基準などが書かれている文書、仙台市教育委員会に提出される勤務成績報告書の様式が書かれている文書を含む。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第48号)

年 月 日	内 容
平成21. 3. 4	・ 諮問を受けた
21. 3. 16	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
21. 3. 31	・ 申立人から意見書を受理した
21. 6. 24 (平成21年度第2回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
21. 6. 30 ～7. 2	・ 実施機関において見分調査を行った
21. 7. 9 (平成21年度第3回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
21. 8. 19 (平成21年度第4回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った